

あそびのてんさい指扇保育園 重要事項説明書

令和 7 年 4 月

本重要事項説明は、保育の提供の開始にあたり、あらかじめ保育の内容等に関する事項について説明するものです。

1 事業運営主体

名 称	株式会社ウインズ
所 在 地	埼玉県所沢市東所沢 1 - 2 9 - 2 0
電 話 ・ F A X	電話 : 04-2933-9218 FAX : 04-2933-9219
代 表 者 氏 名	代表取締役 吉江 勝之助

2 利用事業

事 業 の 種 類	小規模保育事業 A 型
事 業 の 名 称	あそびのてんさい指扇保育園
事 業 の 所 在 地	埼玉県さいたま市西区指扇 2637-1 鈴栄指扇ビル 1 階
連 絡 先	電話番号 048-782-9780 F A X 048-782-9483
管 理 者	山下 彩香
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする 0 才～2 歳の乳幼児
利 用 定 員	0 歳児 3 人 1 歳児 8 人 2 歳児 8 人
開 設 年 月 日	令和 2 年 4 月 1 日
事 業 所 番 号	

3 事業の目的・運営方針

あそびのてんさい指扇保育園（以下「当事業」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当事業所は、保育の提供に当たって、入園する乳児及び幼児（以下「園児」といいます。）の最善の利益を考慮し、子ども及び保護者の意思及び人格を尊重して、健やかで心豊かに育つよう養護及び教育を一体的に行う保育の提供に努めます。
- (2) 当事業所は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、心身の状況等に応じ、個別の計画を立てて保育を提供します。
- (3) 当事業所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。
- (4) 当事業所は、さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員を配置すると共に、保育運営の質の向上に努める。
- (5) 当事業所は、法令等を遵守し、事業を実施するものとします。

4 当事業における事業・設備等の概要

主な設備

敷 地 面 積		2 3 3 . 0 2 m ²	
園 舎	構 造	鉄骨造 2階建ての1階	
	延 床 面 積	1 1 6 . 8 7 m ²	
施設設備の数と面積	乳 児 室	1 室	1 0 . 1 5 m ²
	1 歳 児 室	1 室	2 9 . 0 6 m ²
	2 歳 児 室	1 室	2 7 . 7 3 m ²
	調 理 室	1 室	8 . 1 4 m ²
	調 乳 室	1 室	1 . 2 6 m ²
	幼児用トイレ	1 個	8 . 1 4 m ²
	事 務 室	1 室	m ²
	冷 暖 房 等	冷暖房、24時間換気システム	
	代 替 場 所 公 園	赤羽根第1公園 他	

5 職員の設置状況

施設長 1名、保育士 11名、栄養士 1名、調理員 1名

当事業では、さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年07月09日条例第55号）に定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

保育園の運営上必要な場合には、上記の人数よりも多く配置することがあります。

＜各職種の勤務体系＞

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～19：30）
調理員	正規の勤務時間帯（8：30～15：30）

※ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

開 所 日	月曜日～土曜日
休 所 日	日曜日、祝日、12/29～1/3

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 開所時間

月曜日から金曜日	午前7時30分から午後7時30分まで
土曜日	午前7時30分から午後6時30分まで

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）

月曜日から金曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
土曜日の保育時間（11時間）	午前7時30分から午後6時30分まで
時 間 外 保 育 時 間	夕：午後6時30分から午後7時30分まで （平日のみ）

(3) 保育短時間認定に関する保育時間（8時間）

月曜日から金曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
土曜日の保育時間（8時間）	午前8時30分から午後4時30分まで
時 間 外 保 育 時 間	朝：午前7時30分から午前8時30分まで 夕：午後4時30分から午後7時30分まで （平日のみ。土曜日は午後6時30分まで）

8 提供する保育等の内容

当事業は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供すると共に、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 一日の流れ

《1・2歳児 保育の流れ》

7 : 3 0	保育標準時間（11 時間）開始 順次登園 室内遊び
8 : 3 0	保育短時間（8 時間）開始 順次登園 室内遊び
9 : 0 0	朝の会（手遊び／歌／体操／絵本の読み聞かせ） おやつ トイレトレーニング・おむつ交換
9 : 4 5	主活動（お散歩／製作／英語レッスン/リトミック等）
1 1 : 1 5	給 食（年齢によって前後します）
1 2 : 0 0	午 睡
1 5 : 0 0	目覚め トイレトレーニング・おむつ交換
1 5 : 1 5	おやつ お帰りの会（手遊び／歌／絵本の読み聞かせ） 降園準備 自由遊び
1 6 : 3 0	保育短時間終了 延長保育開始
1 8 : 3 0	保育標準時間終了 延長保育開始
1 9 : 3 0	閉 園

※0歳児は、一人ひとりのリズムに合わせて生活します。

(2) 給食の提供について

- ・自園調理
- ・食育

献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応について

- ・さいたま市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に則り、あそびのてんさい保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努めます。
- ・食物アレルギー等がある場合には、医師の診断書（生活管理指導表）を提出していただきます。除去食については、ご相談ください。

9 利用負担額（保育料等）

- (1) 当事業所において保育の提供を受けたときは、「さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例」において定める保育料をお支払いいただきます。なお、月の途中から保育を利用することになったとき及び利用しなくなったときは、その月の保育料を市条例の規定により計算した額を乙に支払うものとします。
- (2) 延長保育を利用したときは、別表に定める延長保育料を負担していただきます。（毎月のお支払いについては、別途ご案内します。）
- (3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
(1)に掲げる保育料のほか、別表の保育材料費等の実費を負担していただきます。
- (4) 保育料、延長保育料及びその他の実費等は、保育を利用した月に、当事業所が指定する方法によりお支払いください。

10 利用の終了に関する事項

当事業は、以下の場合には保育提供を終了いたします。

- (1) 子どもが3月31日の時点で満3歳に達したとき
- (2) 子どもの保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当事業は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

- (1) 小児科

医療機関の名称	愛和病院附属 西大宮小児科クリニック
副 院 長 名	藤田 英寿
所 在 地	埼玉県さいたま市西区西大宮1-1-11
電 話 番 号	048-788-8811

- (2) 歯科

医療機関の名称	医療法人栄鈴会 ひまわり歯科クリニック
医 院 長 名	鈴木 康博
所 在 地	埼玉県さいたま市西区指扇2645-1
電 話 番 号	048-782-8114

※保育の提供中に、園児の疾病や怪我等により緊急対応の必要が生じたときは、保護者があらかじめ指定する医療機関及び緊急連絡先等に速やかに連絡を行いますので、保護者は当事業所に緊急連絡先及びかかりつけ医等を報告してください。

1 2 連携施設

当事務所では、当園における保育終了後（満3歳到達後）も、保護者及び園児の保育の必要性に応じて継続的に園児の受入れ先を確保することができるよう、当事業所の保育提供終了後に保育を行う教育・保育施設（以下「連携施設」といいます）との連携協定を締結しています。

(1) 連携内容

- ア 当事業所の保育提供終了後に、保護者及び園児の保育の必要性に応じて、連携施設は園児に対する保育の提供を引き継ぎます。
- イ 園児に集団保育を体験させる為の機会として、当事業所と連携施設の交流事業を行います。

(2) 当事業所が連携協定を締結している連携施設は次のとおりです。

運 営 主 体	学校法人 湯沢学園 さしおうぎ幼稚園
所 在 地	埼玉県さいたま市西区宝来1175-1
連 携 内 容	保育内容の支援・代替え保育の提供 交流事業及び卒園児の受け入れ 3名
電 話 番 号	048-623-4321

運 営 主 体	
所 在 地	
連 携 内 容	保育内容の支援・代替え保育の提供 交流事業及び卒園児の受け入れ 名
電 話 番 号	

運 営 主 体	社会福祉法人 藍青会 西大宮青藍保育園
所 在 地	埼玉県さいたま市西区西大宮3-25-5
連 携 内 容	保育内容の支援・代替え保育の提供 卒園児の受け入れ 3名
電 話 番 号	048-729-6726

運 営 主 体	社会福祉法人 藤照会 リトル百音保育園
所 在 地	埼玉県さいたま市西区宝来2196-8
連 携 内 容	卒園児の受け入れ 1名
電 話 番 号	048-620-3351

1 3 虐待等の防止に関する事項

(1) 虐待等の禁止

当事業所は、「さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の規定に基づく当園の運営規程に従い、園児に対して、いかなる場合であっても、差別的取扱や虐待は行いません。

(2) 児童虐待の通告等

当事業所は、保育の提供中に児童福祉法 33 条の 10 各号に掲げる行為その他の虐待を受けたと思われる園児（児童）を発見したときは、速やかにさいたま市に通告し、必要な協力を行います。

1 4 苦情対応

本園は、園児の保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置し、必要な措置を講じ、適切な解決に努めるための取組を行うものとする。

要望・苦情等に関する相談窓口

当事業では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当事業 ご利用相談 窓口	・窓口担当者	苦情解決リーダー
	・責任者	施設長 山下 彩香
	・第三者委員	中倉 めぐみ (080-5442-8263)
		岡田 有美 (080-1093-3948)
	・ご利用時間	9 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
	・電話番号	0 4 8 - 6 2 1 - 3 1 1 1
	F A X	0 4 8 - 6 2 0 - 3 1 1 1
	・苦情についてどのような内容でもご相談ください。	
	担当者が不在の場合は、職員までお申し出ください。	

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
避難場所	指扇小学校 ・ 埼玉栄高等学校
防災設備	・消火設備 有 ・誘導灯 有 ・その他、カーテン等の防災処理 有
緊急時の連絡	KIDSNA 一斉メール配信、災害伝言ダイヤル
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。

（災害時等における臨時休園等について）

台風・豪雨などの自然災害発生時（以下、「災害時等」という。）など平常時の保育を維持できない状態となった場合に子ども、保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育所等の開所や臨時休園等で対応するさいたま市策定「さいたま市内保育施設の災害時などにおける臨時休園等のガイドライン」に基づき以下の内容にて対応する。

【自然災害（風水害）の対策について】

- 1 発生時は、子ども、保護者、保育従事者等の人命第一に対応する。
- 2 風水害の発生により、さいたま市が「警戒レベル3（高齢者等の避難準備）以上」の発令を行った場合は、臨時休園等を行う。
- 3 午前6時時点、又は、午前6時から開園時刻までに、「警戒レベル3以上」が発令された場合は、臨時休園とする。午前10時時点で発令状況、安全を確認し、午後からの開園について判断する。又、午後からの開園については13時からとする。（保育が必要な方は11:00までに保護者アプリで連絡するものとする。）午後からの保育は、昼食を家庭ですませて登園するものとする。（食材納品が間に合わず、給食提供はなしとなるため。）
- 4 開園中に「警戒レベル3以上」が発令された場合は、あらかじめ保護者へ周知している避難所に速やかに園児を避難させるものとする。ただし、他の避難所や園内が安全と判断した場合は、その場所へ園児を避難させるものとする。
- 5 避難した場合には、保護者へ「状況の連絡」を行う。連絡を受けた保護者は、「安全を確保しつつ、できる限り速やかなお迎え」をするものとする。
- 6 鉄道等の計画運休が発表された際には職員体制を確認し、十分な保育体制が確保できないと判断した場合は、自宅での保育が可能であれば登園自粛のお願いを行うことがある。
- 7 計画運休に該当する公共交通機関を利用する保護者を中心に自宅での保育が可能であれば登園自粛のお願いを行うことがある。
- 8 上記2の発令に限らず、当園において安全の確保が困難と判断した場合には、同様に臨時休園や園児の避難を行い、保護者への連絡を行うことがある。

16 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

別表に記載のとおり

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容等	金額
保育材料費	連絡帳	1冊 180円
	被服類（園児帽子）	入園時 1,300円
行事費	行事に伴う参加費	随時 500円

（上乗せ徴収）

英語費	満2歳に属する月より	月額 2,300円
-----	------------	-----------

2 延長保育に係る利用者負担

指扇・西大宮・西大宮第2保育園

標準保育児	18時30分から	300円／30分
	19時30分以降	500円／15分
短時間保育児	7時30分から8時30分	
	16時30分から19時30分	

※土曜日は18時30分閉園です。18時30分以降の延長保育はありません。

3 利用者に対し賠償・傷害保険

賠償責任保険	施設賠償：保険金額			
	身体	1事故	1億円	
		一人	2千万円	
	対物	一人	1百万円	
	生産物賠償：保険金額			
	身体	1事故	1億円	
		一人	2千万円	
傷害保険	死亡	500万円	後遺傷害	500万円
	入院	5,000円／日	通院	3,000円／日

18 当事業におけるその他の留意事項

喫煙	当事業の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

(1) 入園手続

- ア 保護者は当事業所において保育を利用しようとするときは、当事業所が指定する書類等を提出するものとします。
- イ 保護者は前項に基づく入園手続に当たり、医療機関にて健康診断を受診した園児の診断書を、当事業所へ提出します。
- ウ 前項の入園前健康診断等の入園手続に係る必要な費用は保護者が負担するものとします。
- エ 当事業所は、入園手続に必要な書類及び入園について不備がある場合、関係機関等に確認（照会）を行います。

(2) 事業所への告知

お預かりする園児の安全かつ適切な保育を確保し、健全な発育を図るため、保護者は、園児の生育暦、家庭環境、健康状態等保育上必要な事項を告知してください

(3) 事業所が保育を行わないとき

当事業所では、園児が次のいずれかの事由に該当するときは、その園児の保育を行わないことがあります。

- ア 園児が伝染性の疾病に罹患し、他の乳幼児に伝染するおそれがある時。
- イ 園児が病気や怪我等で健康を損ない、通常の保育が困難であるとき
- ウ 災害の発生、又は発生のおそれがあり、危険が想定されるとき

(4) 不正行為への対応

当事業所では、保護者が偽り、その他の不正な行為によって、地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してさいたま市に通知します。これにより、状況調査に基づき、保育の必要性の認定が受けられず、保育を提供することができなくなる場合があります。

19 緊急時の対応

園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する以下の医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

かかりつけ 医療機関	医療機関名： 診 療 科 主 治 医： 所 在 地： 電 話 番 号：
緊急連絡先 ①	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：
緊急連絡先 ②	住 所： 電話番号： 氏 名： 続 柄：

※「8 提供する保育等の内容」の「(2) 食事の提供」関係

◎食物アレルギー、体質に合わない食材等についてご記入ください

※「17 その他留意事項」の「(2) 告知・報告」関係

◎園児の生育暦、家庭環境、健康状態等について、事業所に告知・報告しておくべき事項をご記入ください。

あそびのてんさい指扇保育園 重要事項説明書

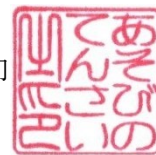
令和 7 年 4 月

当事業における保育の提供を開始するに当たり、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所名： あそびのてんさい指扇保育園

職名・管理者氏名： 施設長 山下 彩香 印



私は、本書面に基づいてあそびのてんさい保育園の利用に当たっての重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

保護者住所： _____

保護者氏名： _____ 印 (園児との続柄)

児童氏名 : _____